

お客様各位

平成31年4月1日

桜の便りが次々に聞かれるこの折、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

今月は下記の3点をまとめました。

1. 今月の事務
2. 平成31年度税制改正について
3. 4月からの働き方改革について

1. 今月の事務

4月は従業員やその扶養家族の異動が多く発生する月で人事関係の事務が沢山あります。新入社員や退職者に係る手続を、社会保険（雇用保険含む）と税金の分野に分けてまとめました。

社会保険について、資格取得や喪失手続きは社員の入社あるいは退職があった場合、健康保険・厚生年金保険は所轄の年金事務所（健保組合）に入退社日から5日以内に、雇用保険は事由発生日の属する月の翌月10日までに手続を行います。特に、4月初めのハローワーク窓口の混み具合は尋常ではありませんので、余裕を持った対応をして下さい。

次に、税金面ですが、1月に個人住民税の「給与支払報告書」を提出した後に退職したり、転勤を伴う異動などにより、4月1日現在、その市区町村で給与の支払いを受けなくなった社員がいるときは、「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」を作成し、1月に給与支払報告書を提出した市区町村に4月15日までに提出します。また、4月2日以降の退職や他の市区町村への異動については、異動があった日の属する月の翌月10日までに「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出します。

そして、新入社員からは、扶養親族の有無にかかわらず、最初の給与計算を始める前に「扶養控除等（異動）申告書」の提出を受けます。この申告書の情報をもとに、住所、氏名、税額表の適用区分といった必要事項を賃金台帳（一人別源泉徴収簿）に移記し、源泉徴収に備えます。扶養親族に異動があった社員がいる場合も同様です。「扶養控除等（異動）申告書」の提出を受けて、扶養親族数の修正等を行ないましょう。

最後に、社会保険料率が4月から改定され、兵庫県の協会けんぽの保険料率が4月納付分（3月分）から、健康保険料率は10.14%（0.04%引上）、介護保険料率は1.73%（0.16%引上）となります。なお、雇用保険料率は昨年度から変更はありません。

2. 平成31年度税制改正について

先月27日に平成31年度予算が成立し、税制改正も当初案通りに成立しました。

以前からお伝えしたように、今回の改正は非常に小幅なもので、主な改正内容は下記のとおりです。

まず、個人所得課税について、住宅ローン減税の拡充措置として、消費税率10%が適用される住宅取得等について、住宅ローン控除の控除期間を従来の10年間から3年延長して13年間となり、1年目から10年目までは現行の制度が適用されますが、11年目以降の3年間については特例として、消費税率2%引上げ分の負担に対応するよう、住宅借入金等の年末残高の1%と住宅取得価額（税抜で4,000万円を限度）の2%÷3のいずれか少ない方が控除できます。

次に、資産課税について、教育資金の一括贈与非課税措置と結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直しが行われ、受贈者に対して所得制限が課され、合計所得金額が1,000万円を超える場合には、本措置の適用を受けることができなくなります。

更に、相続・贈与税では、個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度の創設が10年間の時限措置として創設され、先代（被相続人・贈与者）の不動産貸付事業を除く事業の用に供されていた土地、建物、その他一定の減価償却資産で青色申告書に添付される貸借対照表に計上されているものが特定事業用資産として納税猶予の対象になります。なお、土地面積は400㎡まで、建物は床面積800㎡までの制限があります。

中小企業向け法人税では、中小企業投資促進税制など中小企業向け設備投資促進税制の適用期限が2年間延長されます。その他、研究開発税制の見直しとして、中小企業型の控除割合・控除限度額の上乗せ措置が見直され、増減試験研究費割合として、上乗せの対象が従来の5%から8%に引き上げられ、ハードルが上がります。但し、総額型のうち研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除限度が引上げられ、従来は当期の法人税額の25%であったものが、40%に引き上げられます。

消費税引き上げ対策として、政府から現金を使わないキャッシュレス決済を利用した際のポイントを還元が、最大5%とされました。

細かい内容はこれから省令等で示されますので、順次お知らせしていきます。

3. 4月からの働き方改革について

4月から働き方改革法が本格的に施行されますので、重要な改正の注意点をまとめました。

①年次有給休暇の年5日の時季指定付与義務について

年次有給休暇を10日以上付与している労働者に対しては5日の年休を時季を指定して取得させ、5日に満たない労働者に対しては、出来る限り労働者の希望に沿った時季に指定して取得させる義務があります。それに伴い、年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保管する必要が生じます。

②時間外労働の上限規制（大企業）

労使協定を締結し、労働基準監督署に届け出た場合に限り、時間外労働が可能であり、改正前は、実質的に残業時間の上限がなかったものが、4月からの届出は残業時間の上限として、原則として月45時間・年360時間となります。また、臨時的な特別の事情があつて、月45時間を超えることができるのは、年間6か月までとされ、その上で、休日労働を含んで月最大で100時間未満、かつ、複数月平均で80時間以内とされました。

なお、中小企業への適用は1年遅れの来年4月からですが、それまでに業務内容等を見直して残業時間の削減を進める必要があります。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

認定経営革新等支援機関 **坂田公認会計士事務所**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>